

# 総合評価落札方式 （委託）

## Q & A：公表用

（発注者・受注者共通）

令和8年4月1日

## = 目 次 =

### 【 1 共通事項 】

- Q 1-1 : 低入札価格調査とはどのようなものか。
- Q 1-2 : 調査基準価格の算定式はどのようなものか。
- Q 1-3 : 低入札価格調査の対象となった場合にはどうすればよいのか。
- Q 1-4 : 技術資料の作成要領において、各様式は、ワープロソフトで作成することとなっているが、手書きは認めないということか。
- Q 1-5 : 自己採点表の提出時点において、配置予定管理技術者を特定できず、2名以上を候補とする場合は、評価が最も低い者で評価するとあるが、具体的にどのように評価するのか。
- Q 1-6 : 履行期間中にやむを得ない理由により、配置管理技術者の途中交代を行う場合の取扱いはどうなるのか。
- Q 1-7 : 指名通知日と開札日が年度をまたぐ委託の評価基準の考え方について。
- Q 1-8 : 一括審査方式における技術資料の提出について。

### 【 2 施工実績・工事成績 】

- Q 2-1 : 業務実績の確認のために、テクリス登録の写しを提出することとなっているが、登録していない委託や他システムで登録している委託の場合は、何を提出すればよいか。
- Q 2-2 : 同種業務の業務実績における「同種業務」の判断について。
- Q 2-3 : [企業の施工能力] 過去10年間の同種業務の業務実績（A）に記載していない業務を、様式2に記載して平均点を算出していた場合は、どのように評価されるのか。

Q 2-4：業務実績について、鹿児島県（環境林務部，農政部）や県内市町村の同種業務の業務実績は評価対象となるのか。

Q 2-5：過去10年間における同種業務の業務実績の業務成績平均点の算出方法はどのようにするのか。

### 【3 地域貢献】

Q 3-1：「ふるさとの道サポート推進事業」，「みんなの水辺サポート推進事業」などの実績は，公的機関の証明書は必要ないのか。

Q 3-2：「ふるさとの道サポート推進事業」，「みんなの水辺サポート推進事業」などの活動実績とは，どのような場合に評価されるのか。

Q 3-3：「ふるさとの道サポート推進事業」，「みんなの水辺サポート推進事業」などのサポート推進事業において，数社で組織している場合，自治会や愛護会等のグループで参加している場合など，企業1社単独以外の組織でサポーター認定されている場合は，どのように評価するのか。

Q 3-4：「ふるさとの道サポート推進事業」，「みんなの水辺サポート推進事業」などのサポート推進事業の評価項目において，業務箇所の所在する振興局・支庁管内の活動実績となっているが，離島事務所はどのように評価するのか。

Q 3-5：若手・女性の雇用において，技術者の場合は業務実績を求めているが，市町村の業務実績も対象となるのか。

### 【4 自己採点方式】

Q 4-1：自己採点表は，入札参加希望者は必ず提出しなければならないのか。

Q 4-2：技術資料はいつ提出するのか。

Q 4-3：技術資料なしでどのように落札候補者を決めるのか。

Q 4-4：自己採点は入札参加希望者が全部の項目を行うのか。

Q 4-5：県は，自己採点を審査しないのか。

- Q 4-6：自己採点を誤った場合、ペナルティーはあるのか。
- Q 4-7：自己採点表に記入漏れの評価項目があった場合は、どうするのか。
- Q 4-8：技術資料の審査をした結果、落札候補者第1位の者の評価点が第2位の者を下回った場合は、どうするのか。
- Q 4-9：入札の結果、最も高い評価値が4者おり、くじ引きになった場合、その4者に技術資料を求めるのか。
- Q 4-10：4者のくじ引きで決定した落札候補者が、審査の結果、仮技術評価点の誤採点であった場合の、その後の入札手続きはどのようになるのか。
- Q 4-11：自己採点表提出時に想定していた配置予定管理技術者が、落札候補者決定後に配置できなくなったが、変更は可能か。

## 【5 配置管理技術者に係る評価点の減点補正】

- Q 5-1：配置予定管理技術者又は管理技術者の減点補正とはなにか。

## 【1 共通事項】

Q1-1： 低入札価格調査とはどのようなものか。

A1-1： 低入札価格調査制度は、地方自治法施行令第167条の10の2第2項及び鹿児島県契約規則第14条の規定に基づくもので、落札候補者の入札価格が調査基準価格未満の場合には、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて調査を行い、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合には、当該入札者を落札者としません。

調査内容等の詳細については、「業務委託契約に係る低入札価格調査実施要領」において定めています。

なお、総合評価方式においては、入札参加者に与える技術評価点の標準点について、調査基準価格以上の価格で入札した場合には100点、調査基準価格未満で入札した場合には40点とすることにより、さらなるダンピング対策としているところです。

Q1-2： 調査基準価格の算定式はどのようなものか。

A1-2： 調査基準価格の算定式は、総合評価方式以外の業務委託において設定される最低制限価格と同じ算定式となり、次の1、2のとおり。

- 1 測量・設計コンサルタント等業務委託に係る低入札調査基準価格の算定方法
  - ・ 測量業務の低入札調査基準価格（税込）＝予定価格×82%
  - ・ 設計業務の低入札調査基準価格（税込）＝予定価格×81%
  - ・ 地質調査業務の低入札調査基準価格（税込）＝予定価格×85%
- 2 複数の業務（測量、設計、地質調査）からなる低入札調査基準価格の算定方法
  - ・ 複数の業務（測量、設計、地質調査）からなる低入札調査基準価格は、業務ごとの予定価格を構成する設計額（業務価格+税）に、各々の率（測量業務は82%、設計業務は81%、地質調査業務は85%）を乗じて得た額（円未満の端数は切り捨て）の合計額の千円未満を切り上げた額とする。  
ただし、地質調査業務の「解析等調査業務費」は、地質調査業務として取扱うこと。

Q1-3： 低入札価格調査の対象となった場合にはどうすればよいのか。

A1-3 発注機関からの通知に従って資料等を提出するとともに、事情聴取等に応じていただくことになります。

なお、期限までに資料の提出ができない場合には、低入札価格調査が実施されることなく失格となります。

Q1-4： 技術資料の作成要領において、各様式は、ワープロソフトで作成することとなっているが、手書きは認めないということか。

A1-4： 技術資料が容易に書き換えられることを防止するため、ワープロ表記とすることとしています。

ただし、ワープロ表記の部分的な修正に伴う手書きは認めます。その場合は、窓口に来た修正希望者の会社印の修正印を押印してください。

Q1-5： 自己採点表の提出時点において、配置予定管理技術者を特定できず、2名以上を候補とする場合は、評価が最も低い者で評価するとあるが、具体的にどのように評価するのか。

A1-5： 評価の考え方は次のとおり。

		資格保有	業務実績	成績平均点	合計	備考
A社	A氏	4.0点	4.0点	9.0点	17.0点	×
	B氏	4.0点	2.0点	10.0点	16.0点	×
	C氏	2.0点	3.0点	4.0点	9.0点	採用

A社の配置予定管理技術者の評価は、合計点が最も評価の低い「C氏」の9.0点で評価します。

Q1-6： 履行期間中にやむを得ない理由により、配置管理技術者の途中交代を行う場合の取扱いはどうなるのか。

A1-6： 工期中にやむを得ない理由により、配置技術者の途中交代を行う場合は、技術資料提出時における配置予定管理技術者の技術評価点と同等以上の者のみしか配置を認めません。

※やむを得ない場合とは、技術者の死亡、傷病、または退職等で、設計業務等共通仕様書に明記されているとおりです。

Q1-7： 指名通知日と開札日が年度をまたぐ委託の評価基準の考え方について

A1-7： 評価基準の考え方については、指名通知日が属する年度（旧年度）の評価基準によるものとします。

Q1-8 一括審査方式における技術資料の提出について

A1-8： 総合評価落札方式であって、同日開札・同一工種・同一評価項目等の委託が複数ある場合で、当該複数の委託に係る技術資料が添付資料を含め全て同じものとなる場合に限り、技術資料を1つのみとして審査・評価を一括して実施するものである。

なお、この場合、申請書や提出様式の委託名の箇所には当該複数の委託名を必ず記載すること。提出された技術資料に委託名の記載のない場合は、技術資料の提出がないものとして取り扱うので注意すること。

## 【2 施工実績・工事成績】

Q2-1： 業務実績の確認のために、テクリス登録の写しを提出することとなっているが、登録していない委託や他システムで登録している委託の場合は、何を提出すればよいか。

A2-1： 該当する委託名等が確認できる実績証明（任意）の様式により、提出していただく必要があります。鹿児島県のホームページに実績証明の参考様式を掲載しておりますので、ご確認ください。

Q2-2： 同種業務の業務実績における「同種業務」の判断について

A2-2： 同種業務の判断は、道路詳細設計、砂防詳細設計それぞれの同種業務（別表1）により行うこととしており、その区分はテクリス業務体系一覧に基づき設

定しています。

テクリスに登録している委託にあっては、テクリス登録内容が同種業務（別表1）のテクリス登録内容（同種業務）の業務分野、業務段階1，2，3と一致していれば、同種業務とします。

テクリスに登録していない委託にあっては、実績証明書（任意）の様式により、業務内容が同種業務（別表1）のテクリス登録内容（同種業務）の業務分野、業務段階1，2，3と一致していることを、当該発注機関から証明していただくこととなります。

なお、実績証明書（任意）の様式で、業務内容が同種業務（別表1）のテクリス登録内容（同種業務）の業務分野、業務段階1，2，3と一致していることの判断が難しい場合は、業務内容を確認できる資料を追加で求めることとし、業務内容が、テクリス登録内容（同種業務）と一致すると判断した場合は、同種業務とします。

同種業務（別表1）の抜粋：道路詳細設計

### 同種業務

テクリス登録内容(同種業務)			
業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3
道路	道路	基本(予備・概略)設計	道路設計(1/2000~1/5000), 道路修正設計(1/2000~1/5000), 道路設計(1/1000), 道路修正設計(1/1000)
		実施(詳細)設計	道路設計
		基本(予備・概略)設計	平面交差点設計
		実施(詳細)設計	平面交差点設計
		基本(予備・概略)設計	立体交差点設計
		実施(詳細)設計	立体交差点設計
		基本(予備・概略)設計	道路休憩・連絡等施設設計(サービスエリア, インターチェンジ等)
		実施(詳細)設計	道路休憩・連絡等施設設計(サービスエリア, インターチェンジ等)

#### 【同種業務の判断事例：道路詳細設計】

	業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3	同種業務の判断
実績業務1	道路	道路	基本(予備・概略)設計	道路修正設計(1/1000)	○
実績業務2	道路	道路	実施(詳細)設計	歩道設計	×
実績業務3	道路	現道拡幅	実施(詳細)設計	道路設計	×

※申請委託2，3は、それぞれ太枠部分が同種業務（別表1）と一致しないため、同種業務とならない。

同種業務（別表1）の抜粋：砂防詳細設計

テクリス登録内容(同種業務)			
業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3
河川、砂防及び海岸	砂防、地すべり	基本(予備・概略)設計	砂防えん堤(砂防ダム)、床固工、土石流対策
		実施(詳細)設計	砂防えん堤(砂防ダム)、床固工、土石流対策
		基本(予備・概略)設計	流木対策工
		実施(詳細)設計	流木対策工

【同種業務の判断事例：砂防詳細設計】

	業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3	同種業務の判断
実績業務1	河川、砂防及び海岸	砂防、地すべり	実施(詳細)設計	砂防堰堤設計	○
実績業務2	砂防、地すべり	砂防、地すべり	実施設計(予備・概略)設計	護岸工	×
実績業務3	砂防、地すべり	ダム	実施(詳細)設計	コンクリートダム	×

※実績業務2, 3は、それぞれ太枠部分が同種業務（別表1）と一致しないため、同種業務とならない。

Q2-3： [企業の施工能力] 過去10年間の同種業務の業務実績（A）に記載していない業務を、様式2に記載して平均点を算出していた場合は、どのように評価されるのか。

A2-3： 同種業務の業務実績（A）以外の業務を様式2に記載して平均点を算出していた場合、当該業務を除外した上で、平均点を算出し、自己採点の評価点以下となる場合は、評価点を補正します。

なお、1つでも業務実績の記載漏れがあり、正しい平均点が算出できない場合は、評価点は0点とします。

Q2-4： 業務実績について、鹿児島県（環境林務部、農政部）や県内市町村の同種業務の業務実績は評価対象となるのか。

A2-4： 対象になりません。

国（九州地方整備局）、鹿児島県（土木部）及び鹿児島県道路公社が、発注した県内における同種業務実績のみが対象となります。

Q2-5： 過去10年間における同種業務の業務実績の業務成績平均点の算出方法はどのようにするのか。

A2-5： 同種業務の業務実績とした業務成績（点数）の総計を件数で割り、小数点第2位を切り捨てたものを業務成績の平均点とします。

## 【3 地域貢献】

Q3-1： 「ふるさとの道サポート推進事業」，「みんなの水辺サポート推進事業」などの実績は，公的機関の証明書は必要ないのか。

A3-1： 公的機関の証明書は不要です。

ただし，実績の証明書類として，認定書の写し及び活動実施報告書の写し及び活動状況写真（1回につき1枚）又は新聞記事若しくは掲載されたホームページの写しの添付が必要です。

撮影のポイントは，活動の様子を撮影したもので，評価対象の参加者がわかるもの（全員でなくてよい，作業終了後の集合写真でもよい）とおおよその背景がわかるものとしします。

公的機関の証明書を取得している場合は，上記の写真，新聞記事又はホームページの写しに代えて提出すれば評価を行います。

Q3-2： 「ふるさとの道サポート推進事業」，「みんなの水辺サポート推進事業」などの活動実績とは，どのような場合に評価されるのか。

A3-2： 内容は，それぞれ次のおり定められています。

総合評価では，これらの活動実績が確認できるものについて評価します。

① 「ふるさとの道サポート推進事業」（県道路維持課）

県管理道路の一定区間（100m以上）において，日常的な管理を行うとともに，年1回以上の定期的な草刈りや花壇・植栽帯の手入れ等を行うこと。

② 「みんなの水辺サポート推進事業」（県河川課）

県管理河川又は海岸（県河川課所管）の一定区間（100m以上）において，年1回以上，定期的な草刈りやゴミ拾いなどの清掃美化活動等を行うこと。

③ 「みんなの港サポート推進事業」（県港湾空港課）

県管理港湾又は海岸（県港湾空港課所管）の一定区間において，年1回以上，定期的な草刈りやゴミ拾いなどの清掃美化活動等を行うこと。

④ 「ふるさと砂防サポート推進事業」（県砂防課）

県管理の砂防指定地，急傾斜地崩壊危険区域，地すべり防止区域内において，年1回以上，定期的な草刈りやゴミ拾い等の清掃美化活動等を行うこと。

Q3-3： 「ふるさとの道サポート推進事業」，「みんなの水辺サポート推進事業」などのサポート推進事業において，数社で組織している場合，自治会や愛護会等のグループで参加している場合など，企業1社単独以外の組織でサポーター認定されている場合は，どのように評価するのか。

A3-3： 評価対象の企業が認定されている組織に参加していること，実際に事業を実施していることを証する資料が必要です。

具体的には，実績の証明書類として，認定書の写し，活動実施報告書の写しに加え，対象企業の社員が参加した証明書類等を提出してください。

【評価対象の会社の社員が参加した証明書類の例】

- ・名簿の写し（保険を請求するとき作成されたもの）と登録者の「健康保険
- ・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書

Q3-4： 「ふるさとの道サポート推進事業」，「みんなの水辺サポート推進事業」などのサポート推進事業の評価項目において，業務箇所のある振興局・支庁管内の活動実績となっているが，離島の事務所はどのように評価するのか。

- A3-4： 離島の事務所における活動実績の評価については，下記例のとおりとする。
- ・ 甕島事務所の業務では，当該事務所及び北薩地域振興局の実績を評価対象とする。
  - ・ 屋久島事務所の業務では，当該事務所及び熊毛支庁の実績を評価対象とする。
  - ・ 徳之島事務所の業務では，当該事務所，大島支庁管内の事務所（喜界事務所，瀬戸内事務所，沖永良部事務所）及び大島支庁の実績を対象とする。

Q3-5： 若手・女性の雇用において，技術者の場合は業務実績を求めているが，市町村の業務実績も対象となるのか。

- A3-5： 対象となる。
- 若手・女性の雇用における，技術者の業務実績については，テクリス登録対象機関となる国の機関，都道府県・市区町村等の地方公共団体，公共法人，公益法人，公益民間企業等の公共機関等から受注した業務であればよく，その業務内容は問わない。

## 【4 自己採点方式】

Q4-1： 自己採点表は，入札参加希望者は必ず提出しなければならないのか。

- A4-1： そのとおり。
- 提出しなければ，その者のした入札は無効となります。

Q4-2： 技術資料はいつ提出するのか。

- A4-2： 開札まで技術資料は提出する必要はありません。
- 開札後，落札候補者及び発注機関の長から技術資料の提出を求められた者に技術資料を提出してもらうことになります。

Q4-3： 技術資料なしでどのように落札候補者を決めるのか。

- A4-3： 入札参加希望者が提出した自己採点表に基づき，仮技術評価点を決定し，これを入札に付して，技術資料を提出してもらい，当該資料を審査した上で，落札候補者を決定します。

Q4-4： 自己採点は入札参加希望者が全部の項目を行うのか。

- A4-4： そのとおり。

Q4-5： 県は，自己採点を審査しないのか。

- A4-5： 自己採点の点数を，仮技術評価点として入札に付します。
- 開札後に，落札候補者等へ技術資料の提出を求め，上位から技術資料に基づいて審査します。

Q4-6： 自己採点を誤った場合、ペナルティーはあるのか。

A4-6： 単なるミスであれば、ペナルティーはありませんが、故意・悪質な場合は、ペナルティーを科す場合もあります。

Q4-7： 自己採点表に記入漏れの評価項目があった場合は、どうするのか。

A4-7： その項目の最低点となります。

Q4-8： 技術資料の審査をした結果、落札候補者第1位の者の評価点が第2位の者を下回った場合は、どうするのか。

A4-8： 第2位の者の自己採点の審査を行い、評価値が下位の者を下回らなければ、この落札候補者第2位の者を落札者に決定します。

Q4-9： 入札の結果、最も高い評価値が4者おり、くじ引きになった場合、その4者に技術資料を求めるのか。

A4-9： そのとおり。くじ引きとなった4者全てに技術資料を求めます。

Q4-10： 4者のくじ引きで決定した落札候補者が、審査の結果、仮技術評価点の誤採点であった場合、その後の入札手続きはどのようなになるのか。

A4-10： 改めて、残り3者でくじ引きを行い、再度、落札候補者を決定する。（再度くじ引きを行う）

Q4-11： 自己採点表提出時に想定していた配置予定管理技術者が、落札候補者決定後に配置できなくなったが、変更は可能か。

A4-11： 業務委託の総合評価においては、同一年度に発注された総合評価方式による業務委託の配置予定管理技術者又は管理技術者を、自己採点表において配置予定技術者とする場合は評価点に1/2を配置件数分乗じる減点補正を行っています。

よって、やむを得ない場合を除き配置予定の管理技術者を変更することはできません。

※やむを得ない場合とは、技術者の死亡、傷病、または退職等で、設計業務等共通仕様書に明記されているとおりです。

## 【5 配置管理技術者に係る評価点の減点補正】

Q5-1： 配置予定管理技術者又は管理技術者の減点補正とはなにか。

A5-1： 当該年度4月1日指名通知日から当該入札案件の開札日前日までに県が発注する総合評価方式による各業務委託の落札候補者となった配置予定管理技術者又は既に配置された管理技術者を自己採点表において配置予定管理技術者とする場合は、評価点（過去10年間の同種業務実績の業務成績の平均点に係る評価点）に1/2を配置件数分乗じる減点補正を行うことをいいます。

減点補正は、道路詳細設計と砂防詳細設計のそれぞれで行うため、道路詳細設計で管理技術者となった者を砂防詳細設計で配置予定管理技術者とした場合は、減点補正の対象とはなりません。